

計画の改訂について

1 計画改訂の趣旨（概要）

旭川市立小・中学校適正配置計画（以下「計画」という。）は、計画期間を平成27年度から令和11年度までの15年間とし、計画期間を5年ごとの3期に区切って計画を進め、基本方針とブロック別計画の検証・見直しの機会を設けるとしている。

令和6年度で第2期が終了することから、第2期の適正配置の取組状況の検証を行い、これまで適正配置の推進において把握した課題を整理した結果、適正配置の進め方や個別の学校の課題が明らかとなった。全市的に児童生徒数が減少し続けている中、学校規模についての保護者の認識にも変化が見られることから、これらの状況や進捗を踏まえて、計画の見直しを行うこととする。

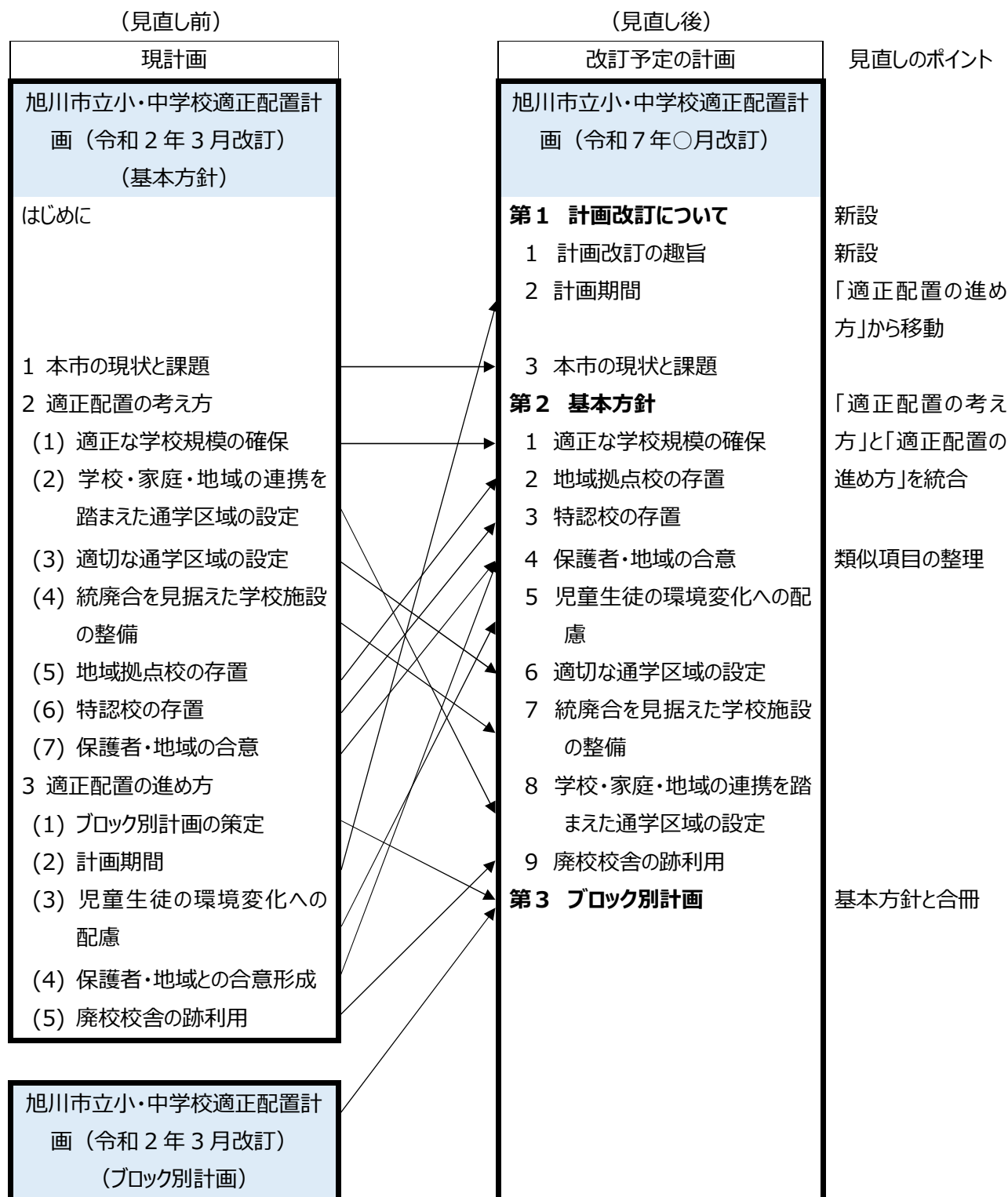
2 計画期間

計画期間：平成27年度～令和11年度（15年間）

- ・第1期 平成27年度～令和元年度
- ・第2期 令和2年度～令和6年度
- ・第3期 令和7年度～令和11年度

3 計画の構成

より分かりやすい内容とするため、現計画の構成を次のとおり見直す。



4 現計画の基本方針

現計画の基本方針を「3 計画の構成」の（見直し後）の構成で並べ直すと、次のとおりとなる。

1 適正な学校規模の確保

教育指導、人間関係、学校運営の三つの観点から、通常の学級数に応じた適正規模とその他の区分、統廃合の対象校は次のとおりとする。

【適正規模とその他の区分】

区分	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5 学級以下	6～11 学級	12～18 学級	19 学級以上
中学校	5 学級以下	6～8 学級	9～18 学級	19 学級以上

【統廃合の対象校】

小学校	過小規模校及び通常の学級の児童数が100人以下の小規模校
中学校	過小規模校

2 地域拠点校の存置

児童生徒の通学の負担や、地域拠点としての学校の役割の喪失等を考慮し、旧合併地域において拠点的作用を持つ学校を次のとおり地域拠点校として存置する。

ただし、現在又は将来において、数年度にわたり欠学年が生じるときは統廃合を検討する。

【地域拠点校】

旭川小、旭川中、近文第1小、東鷹栖中、西神楽小、西神楽中、江丹別小、江丹別中

3 特認校の存置

特認校については、統廃合の対象としないこととし、特認校の通学区域内に居住する児童生徒に対しては、より適正な規模の学校で学ぶ機会を提供するため、隣接する通学区域の学校への入学を認める。

4 保護者・地域の合意

学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得ることとする。

5 児童生徒の環境変化への配慮

児童生徒が統廃合の実施時に新たな環境に円滑に移行することができるよう、小中連携・一貫教育の取組として実施している学校間の交流活動を日頃から積極的に行うよう努める。特に、特別な配慮が必要な児童生徒については、スムーズに環境の変化へ適応することができるよう、個々の児童生徒に応じた配慮に努める。

6 適切な通学区域の設定

学校の統廃合や通学区域の見直しに当たっては、国の標準的な通学距離（小学校 おおむね4 km以内、中学校 おおむね6 km以内）を基本に積雪寒冷地という地域特性を踏まえ、適切な通学区域を設定する。

7 統廃合を見据えた学校施設の整備

統廃合に伴う学校施設の配置は、適切な通学区域の設定や安全な通学路の確保、その他立地条件を十分に勘案し決定する。また、統廃合に当たっては、既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行う。

8 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定

- ① 小学校と中学校の通学区域を一致させる。
- ② 地域コミュニティと通学区域との整合をできる限り図る。
- ③ 通学区域を変更する場合には、個々の学校等の実情に応じ適切な移行期間を設ける。

9 廃校校舎の跡利用

統廃合によって廃校となった校舎は、学校が地域で果たしてきた役割を考慮し、地域の理解を得て跡利用を検討する。特に、地域拠点校を統廃合するときは、地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努める。